

【資料6】

令和5年度 教育委員会の重点事項についての意見申し出

令和4年11月21日

多摩市教育委員会

令和5年度多摩市教育委員会重点事項について

令和5年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「子どもたちの生きる力の育成」「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

令和5年度は、現在策定を進めている第六次多摩市総合計画が年度途中よりスタートを切る年度であり、第五次総合計画における各施策の取り組みを踏まえて、10年後を見据えた「目指すまちの姿」の実現に向けた施策を展開していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症や地球温暖化等気候危機に伴う災害の頻発、物価高騰などの様々な喫緊の課題に対して迅速な対応を切れ目なく行っていく必要があります。

教育委員会においては「第二次多摩市教育振興プラン」に基づいて、教育目標の達成を目指すとともに、これらの喫緊の課題を踏まえた教育施策を展開し、多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、令和5年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (1) **新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を踏まえた学校教育の支援について**
- (2) **多摩第三小学校の建て替え整備について**
- (3) **中央図書館整備について**
- (4) **外部資源を活用した小学校水泳指導の推進について**
- (5) **不登校児童・生徒への支援の推進について**
- (6) **特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について**
- (7) **国登録有形文化財及び都指定史跡の今後の方向性について**
- (8) **社会教育と家庭教育の推進について**

これらの各施策について、以下のとおり意見を述べます。

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式を踏まえた学校教育の支援について

教育委員会では、新型コロナウイルスの感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら「子どもたちの学びを止めない」ことを最優先事項として教育活動を継続しています。

各学校においては、「新しい生活様式」を踏まえ、①換気の徹底②マスクの着用③手洗い④3密（密閉・密集・密接）を避けるなど、感染拡大を予防する対策に取り組んでいます。また、これまでの感染症対策の知見を生かしながら工夫して教育活動の充実を図るよう取り組んでいます。



教育委員会では、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策として、国の補助金を活用し、手指消毒及び消毒液、使い捨てビニール手袋を購入し各学校へ配布するなど、基本的な感染症対策を徹底しています。また、国や東京都から発出される新型コロナウイルス感染症に関する情報や市内の感染状況を把握するとともに、学校や関係各課等に情報提供することで学校での感染対策を進めています。さらに、学校閉鎖等の決定・解除の情報も関係各課等に情報提供しています。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、子どもたちが適切な環境の中で学習を進めることができるよう継続した支援が必要です。引き続き、国や東京都からの通知をとりまとめ、学校や関係各課へ情報提供を行い学校からの相談に対応するとともに、感染拡大を防ぐため、国の補助を活用し感染症対策に必要な物品を学校で使用できるようにしていきます。また、児童・生徒への支援の充実を図るためには、新型コロナウイルス感染症対策における教員の業務が増大していますが、教員の働き方改革を推進する必要もあり、人的な支援が必要とされています。そのためには、スクール・サポート・スタッフによる教員への授業準備の支援やピアティーチャーによる児童・生徒への個別支援の充実を図る必要性があると考えています。

(2) 多摩第三小学校の建て替え整備について

本市では「第二次多摩市ストックマネジメント計画」において、建設後50年が経過する建物については、整備の方向性を判断するため性能を総合的に検討するとしています。建設後57年が経過する多摩第三小学校は、令和元年度に校舎棟3棟（中央・西・東）の劣化診断を実施しました。平成19年度の耐震補強工事により当面の間は安心して使い続けられる状況であるものの、校舎の躯体が長期間にわたって使用し続けることは難しいことが判明し、校舎の建て替えをしていく方向性を確認しました。

文部科学省のGIGAスクール構想に伴う教室拡大方針や段階的な35人学級化、脱炭素化に向けた環境配慮技術の導入など、建設時とは社会的ニーズが変化し、求められている

学校教育環境が大きく変化しています。

多摩第三小学校は敷地が狭小であるため、現行敷地において建て替えを行う場合には仮設校舎の設置検討が必要となります。設置するには多額の経費を要することから、設置の妥当性や規模等について整理が必要となります。また、仮設校舎を既存運動場に建設する場合、学校敷地内に運動場を確保することができないため、仮設校舎設置から運動場の再整備までの間における運動場の確保が必要となります。



現行敷地での建て替えに向け、令和4年度は基本構想の、令和5年度は基本計画の策定をする予定としております。基本計画策定にあたっては、ワークショップを開催し、学校・保護者・地域の意見を聴き取りながら、全体の整備計画の概要をまとめていく予定です。その計画を基に令和6年度に実施予定の基本・実施設計を経て設計・工事を実施し、令和10年度からの開校を目指したいと考えております。

(3) 中央図書館整備について

多摩市立中央図書館の整備について、ハード面では令和3年4月に中央図書館建設工事を着工し、令和5年3月の竣工、令和5年7月の開館を目指しています。また、ソフト面では中央図書館の管理運営のあり方について検討を進め、先般、中央図書館管理運営方針を策定したところです。

中央図書館は、多摩センター駅及びパルテノン多摩により近い多摩中央公園内北西角地に建設しています。周辺には多摩中央公園をはじめ、パルテノン多摩、グリーンライブセンター、旧富澤家住宅といった公共施設のほか多くの商業施設や企業が立地しています。様々な周辺施設との連携の可能性が広がり、多摩センター地区での「知の地域創造」の拠点として、市民からの期待も高まっています。また、中央図書館は、多様な市民活動の場を提供するとともに、多くの市民にボランティアとして関わってもらい、ともに図書館の魅力を高めていく市民協働の仕組みづくりも求められています。

令和5年度は、中央図書館を着実に開館させ、運営を軌道に乗せる必要があります。中央図書館開館時に、開架フロアに20万点を収蔵することを目指し、様々な分野の入門書、専門書、全集などを取り揃えた蔵書構築を実現するため計画的に蔵書購入を進めており、資料購入費の確保が必要となります。また、専門的職員の継続的な人材確保と育成により、駅前拠点館や地域館も含めて、全市的な図書館サービスをさらに向上させ、安定的な運営体制を強固にすることが求められます。



教育委員会では、中央図書館の開館に伴う各種

イベントの開催等を通じて、市民に中央図書館の開館を周知し、利用につなげてもらえるように取り組み、市民ボランティア育成のための講座等の実施により、市民協働の仕組みを整えていきます。また、全市的な図書館サービスの魅力を向上するためには資料の充実が欠かせません。中央図書館用の資料購入費だけでなく、電子雑誌やオンライン・データベースの提供に向けた予算化について市長部局と連携しながら協議を進めて参ります。

(4) 外部資源を活用した小学校水泳指導の推進について

ここ数年、地球温暖化の進行による影響と思われる気温上昇、猛暑日の増加等の天候不順により、水泳指導が十分に実施できていない実態などを踏まえ、令和3年度から小学校3校において水泳指導委託化の試行を開始し、令和4年度は試行を小学校全校に拡大しました。



学校のプールは屋外であるため、水泳授業において紫外線や熱中症等の健康被害が心配されています。また、天候不順に起因し、計画的な水泳指導の実施及び水泳授業時数の確保が困難な状況にあります。夏季休業期間も含め、学校プールの水質等の管理は教員が担っています。教員の働き方改革を一層推進するため、水質等管理の負担軽減を進めていく必要があると考えております。

試行により、天候に左右されない計画的な水泳指導の実施が可能となったこと、複数の指導者が泳力等に応じたグループ別少人数指導をすることにより児童の技能の向上と安全な授業環境の構築につながったこと、学習指導要領に沿った指導内容の履修及び学習評価が可能であること等が確認されました。

本格実施に向けて、指導面においては、指導計画・評価計画に基づく指導と評価を教員が主体となって進めること、水泳指導員と指導内容や指導方法、評価の観点や評価方法を共有して指導経験の蓄積を図り、水泳指導の更なる改善・充実を図る必要があります。施設面においては、今後の小学校プール施設をどのようにしていくのかを検討する必要があります。小学校のプールは消防水利や災害時のマンホールトイレの水源として位置付けられています。消防水利に関しては、消防署に確認し、残さなければ消防水利として確保できない学校が何校もあり、また、消防水利として指定しなくとも問題がないプールについても、マンホールトイレの水源確保の方法などの検討が必要となります。

教育委員会では、令和4年度の本事業について効果検証を行い、効果的な外部施設及び外部人材の活用についての検討を進めていきます。また、本格実施及び移動手段の確保に伴う予算化の準備を行うとともに、業務委託が進むことで使用しなくなった際の学校プール施設の今後について、他市の活用事例の情報収集とともに、関係課と調整して消防水利やマンホールトイレの水源等の課題解決に努め、計画的な対応を検討していきたいと考えております。

(5) 不登校児童・生徒への支援の推進について

不登校児童・生徒については、全国的にも年々増加傾向にあり、昨年度の多摩市立小学校の不登校の出現率は1.85%（前年度1.47%）、中学校は6.16%（前年度4.85%）となっています。小学校においては平成29年度から、中学校においては平成30年度から増加傾向が続いています。令和3年度に策定した市の不登校総合対策に基づき、未然防止、早期発見・対応、長期化への対応等、児童・生徒の個々の状況に応じた支援を市内全小中学校が教育課程に位置付け、組織的に取り組みを行っています。適応教室（ゆうかり教室）では個別指導と自習による学習を進め不登校児童・生徒に学習の場のほかに、安心できる居場所、人とのかかわりをスモールステップで増やしていく取り組み等を行ってきました。毎年30～40名程度の生徒が登録し、その内、通室者は1日5～15名程度となっています。



令和4年度より適応教室プログラム改善事業（コアタイム）を開始し、週1回の学習以外の多様なプログラム（ボードゲームや工作、プログラミング入門等）を取り入れ、子ども同士、先生、講師との交流が増え、ソーシャルスキルの向上につながっています。令和2年9月からは教育センターに初回相談窓口を設置し、親支援や子どもの心理検査を通じ、学校や子ども家庭支援センター、健康推進課、児童相談所など関係機関と連携を図りながら相談支援を行っています。

令和4年度より適応教室プログラム改善事業（コアタイム）を開始し、週1回の学習以外の多様なプログラム（ボードゲームや工作、プログラミング入門等）を取り入れ、子ども同士、先生、講師との交流が増え、ソーシャルスキルの向上につながっています。令和2年9月からは教育センターに初回相談窓口を設置し、親支援や子どもの心理検査を通じ、学校や子ども家庭支援センター、健康推進課、児童相談所など関係機関と連携を図りながら相談支援を行っています。

不登校児童・生徒が相談・指導を受けた機関を対象とした「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、学校内でも学校外でも相談の機会をもてない児童・生徒及びその保護者が一定数いることが明らかとなりました。不登校児童・生徒の状況は多様であり、学校以外に安心できる居場所や人とのかかわりをスモールステップで経験すること、様々な考えがあつてよいことを学ぶことなど多様で細やかな支援が必要となっています。より一層、子ども家庭支援センター、児童相談所、フリースクール、警察等との連携が必要になっていると考えています。学校に登校することのみが目標にならないよう、本人の主体性を尊重し、将来的な自立を目指すことができるような環境づくりが必要であると考えます。また、不登校支援には、地域と学校の更なる連携の充実、一人ひとりに合った地域での居場所や学習の場の充実、自己肯定感や所属感を味わうことができるような取り組みが必要です。

教育委員会では、不登校総合対策に示した「誰一人取り残さない教育」の実現に向け、各小・中学校における、個々の状況に応じた支援の強化を進めていきます。また、多摩市立小・中学校の不登校の現状や、将来の社会的自立を視野に入れた、不登校特例校の開設準備、今ある教育システムにおける教育内容の工夫を一層進めていきます。

(6) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について

ピアティーチャーの配置については、基本的には全小・中学校には通常の学級数に応じて、また、特別支援学級設置校には通常の学級数のほかに特別支援学級数に応じて年間の予算措置をしています。校長が予算の範囲内で自校におけるピアティーチャーの任用に係る面接や勤務曜日・時間帯の調整を行い、教育指導課が任用手続きをしています。そのほか、就学相談において特別支援学校の就学について検討されたものの、保護者や児童・生徒の希望により、通常の学級に在籍している児童・生徒等への個別の支援などによりピアティーチャーの配置が必要であると確認できた場合には追加で予算措置を行っています。今年度も令和4年9月末日時点で小学校12校、中学校4校から追加での配置が必要な旨の申し出が各小・中学校長よりありました。

学校や保護者からピアティーチャーの追加配置を求める声は年々増えています。限られた予算内で適切にピアティーチャーの配置や活用を推進するほか、ピアティーチャー以外の外部人材（スクールインターンや学生ボランティア等）の活用を通し、児童・生徒の支援を校内で強化していく必要があると考えています。さらに、ピアティーチャー等の人材に頼るだけでなく、ユニバーサルデザインの考え方を生かした学級経営など、教員の特別支援教育の視点を入れた指導力の向上を図っていく必要があります。

今後、ますますピアティーチャーの配置に対する学校や保護者の要請は高まっていくことが想定され、配置することで児童・生徒に対するよりきめ細かな支援が図られると考えます。教育委員会では、「第二次多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、教員の特別支援教育に係る指導力の向上を図るとともに、効果的なピアティーチャー事業の展開とピアティーチャーの配置を引き続き実施していきます。

(7) 国登録有形文化財及び都指定史跡の今後の方向性について

教育委員会では国登録有形文化財と都指定史跡の2件の今後の方向性について取り組みを進めています。

鶴牧西公園及び隣接する国登録有形文化財のある一帯は、多摩ニュータウン開発による急激な都市化の中で失われた「多摩の原風景」が残る数少ない場所です。令和2年4月に国の文化財登録原簿に登録（登録有形文化財）され、現在は主屋が個人所有、土蔵が市所有となっています。

所在する土地は都市計画区域に指定されており、市と所有者間で主屋の取り扱いについて協議中です。

公開活用を図るためには、現行の建築基準に適合するための改修が求められます。また、改修にあたって国庫補助金・都補助金を獲得するためには、保存・活用の考え方や具体的な取り組みの指針となる「保存活用計画」の策定が課題となります。

都指定史跡「稲荷塚古墳」（所在地：多摩市百草1140-1）は昭和28年に東京都指定史跡に指定され、類例の少ない八角形墳の可能性のある貴重な文化財です。墳頂部に恋

路稲荷神社があり、恋路稲荷神社の氏子7名の共有地となっています。

恋路稲荷神社の氏子（7名）から高齢化等により維持管理が困難になったため、市に対して土地を寄附したいと申し出を受け、令和4年度中に寄附を受ける方向で手続きを進めています。

また、古墳上にあった社等が移設・撤去され、墳頂部がむき出しになることから、今後、古墳の保護を目的とした墳頂部の暫定整備が課題となっています。

国登録有形文化財については「多摩の原風景」を市民と共有するため、公園緑地課と十分協議しながら鶴牧西公園と一体で公開活用を図っていく方向で検討する必要があります。また、稲荷塚古墳については将来的に隣接する公園と一体で古墳の保存活用を図っていく方向で検討していきたいと考えています。



（8） 社会教育と家庭教育の推進について

公民館は「つどう・まなぶ・つなぐ」という基本的機能を持ち、さまざまな講座を開催するほか、市民団体に施設を利用してもらうことなどにより市民の学びを支える社会教育施設です。社会教育施設の目的を踏まえ、親子や多世代との交流を図った体験型講座を開催し、学校や家庭以外の様々な場所での体験を通して、子どもたちが学ぶ楽しさや意欲を持てるような事業に取り組んでいます。



また、図書館等と連携を図り、現代課題を取り上げた事業の実施や中学校と連携した薬物乱用防止講座の開催、子どもたちを取り巻く地域の人材や関係機関と連携した講座を開催することで家庭教育の充実も図っています。

人口の減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中で、それぞれの地域が抱える課題の解決や子どもたちの健やかな成長を育むためには、社会全体で支えるとともに、豊かな地域としていく必要があると考えます。そのためには、市民一人ひとりが学習と実践を通じてつながり地域課題を共有し、解決を図り、活力あるより良い地域社会を築いていくような機会を設け、実践につなげていくことが重要であると考えます。

ここ数年に渡るコロナ禍の影響で停滞した社会教育の状況を打開するため、新型コロナウイルス感染症の予防に留意しつつ、安全安心を第一に開催していくことが求められる事業の開催方法等についても十分な注意と新たな工夫が必要であると考えます。講座等については通常のリアルな開催に加え、新たな生活様式に対応するべくオンラインや配信等での開催を模索し、可能などころから実施していきたいと考えています。令和4年度も市内大学と連携した講演会のオンラインでの実施等に取り組みました。

社会教育施設である公民館において、学習機会や活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習の振興を図っていきます。また、多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められている中、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供するほか、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援する中で、公民館や子育て関連機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設けることで、地域の教育力の向上を図っていきます。

コミュニティセンターでのアウトリーチ事業については、令和2年度はコロナ禍で実施できませんでしたが、令和3年度は3ヶ所5講座を実施し、今後も積極的に取り組んでいきます。また、地域福祉推進委員会や児童館等との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきます。

【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが「生きる力」を持ち「持続可能な社会」を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。また、大人が学び続けることにより豊かな地域づくりの実現につながるよう多摩市の教育の振興を進めています。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、学びの支援に際しては市民の生命と安全を最優先に取り組むとともに、学びの場と機会の充実に際してはSDGsの達成に向け「誰ひとり取り残さない」教育活動に取り組んでいます。

本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、景気動向が不透明なうえ、中長期的には人口減少や、高齢化の進行等により一人当たり納税額の減少が想定されるほか、ふるさと納税の他自治体への流出額が1億円近く増加するなど、先行きを厳しく見据える必要があります。物価高騰等の懸念に加え、引き続き増加する社会保障関係経費をはじめとして大型公共施設の更新など、財政負担の増大が見込まれることから、経常経費の増加に歯止めをかけ、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかなくてはなりません。

教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行うとともに、「新たな生活様式」を踏まえた教育施策を進めていかねばならないと認識しております。しかしながら、教育課題を的確に捉え教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、更には、豊かな地域づくりに向け、家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることを通して、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち」及び「みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち」の実現に努めなければなりません。

子どもたちの未来と豊かな地域社会の創造に向けて、多摩市の教育環境や教育活動を更に向上できるよう、必要な措置が講じられ、多摩市教育委員会と一体となって教育行政を進めていただくことを切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、第二次多摩市教育振興プランや現在策定中の第六次多摩市総合計画の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

令和4年11月21日

多摩市教育委員会